

議案第 二 号

旭西地区（牧工区）ほ場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年一月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成元年一月二十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年十一月二十六日現在の地番による。）
大字牧 字上 牧	<p>大字牧字上牧の全域</p> <p>大字牧字家廻り一六一の五、一六一の七及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字牧字墓ノ前一六〇の一、二六〇の五、二六〇の六、二六一の一、二六一の五、二六一の六、二六三の一、二六三の二、二六三の五、二六四の一、二六四の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字牧 字大 野	<p>大字牧字大野の全域</p> <p>大字牧字家廻り一四六の二、一五〇の二、一五五の二、一五六の二、一五七から一六〇まで、一六二、一六三、一六四の二、一六五及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字牧 字家廻り	<p>大字牧字家廻りのうち一四六の二、一五〇の二、一五五の二、一五六の二、一五七から一六〇まで、一六一の五、一六一の七、一六二、一六三、一六四の二、一六五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字牧 字墓ノ前	<p>大字牧字墓ノ前のうち二六〇の一、二六〇の五、二六〇の六、二六一の一、二六一の五、二六一の六、二六三の一、二六三の二、二六三の五、二六四の一、二六四の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字牧 字古 川	<p>大字牧字古川のうち二九七の一部以外の区域</p> <p>大字牧字上中嶋三〇四から三〇八まで、三〇九の一部、三二〇の一部、三二一から三二三</p>

	<p>まで、三二四の一部、三二六の二の一部、三二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字牧字中嶋三三二の一部、三三三の二の一部、三三三の二の一部、三三三の二の一部、三三三 四から三四二まで、三四三の一部、三四四、三四五、三四六の一部、三四七の一部、三四八 及びこれらと一体をなす国有地 大字牧字根具田三四九の一の一部、三四九の三、三五〇、三五一の一部、三六四の一部、 三六四の三の一部、三六六の一部、三六七の一の一部、三六七の二、三六七の三、三六八、 三六九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字牧字古川尻三四九の二、三六四の一、三六九の二、三七〇、三七一の一、三七二の二、 三七二、三七三の一、三七三の二、三七四の一、三七五の一、三七六の一、三七七の一、 三七八の一、三八〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字牧字宮ノ本四三八の一、四三八の三、四三九 大字牧字欠戸四四三の二、四四四の一、四四五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字牧 字上中嶋</p>	<p>大字牧字上中嶋のうち三〇四から三一五まで、三一六の二、三一八の五、三二〇、三二一 の一、三二二の二、三二二、三二二三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字牧 字中 嶋</p>	<p>大字牧字古川二九七の一部 大字牧字上中嶋三〇九の一部、三二〇の一部、三二四の一部、三一五、三一六の二の一部 三一八の五、三二〇、三二二の一、三二二の二の一部、三二二、三二二三及びこれらと一体を なす国有地 大字牧字中嶋のうち三三二の一部、三三三の二の一部、三三三の二の一部、三三三の二の一部、 三三四から三四二まで、三四三の一部、三四四、三四五、三四六の一部、三四七の一部</p>

<p>大字牧 字根具田</p>	<p>三四八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字牧字根具田三四九の一の一部、三五一の一部、三五二、三五三、三五四の一、三五四の四、三五五、三五六の一、三六一の一、三六三の一、三六四の一部、三六四の三の一部、三六五、三六六の一部、三六七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字牧 字古川尻</p>	<p>大字牧字古川尻三四九の二、三七一の二と一体をなす国有地の一部 大字牧字根具田のうち三四九の一、三四九の三、三五〇から三五三まで、三五四の一、三五四の四、三五五、三五六の一、三六一の一、三六三の一、三六四、三六四の三、三六五、三六六、三六七の一から三六七の三まで、三六八、三六九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字牧 字宮ノ本</p>	<p>大字牧字宮ノ本のうち四三八の一、四三八の三、四三九並びに四二六の七と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字牧字欠戸四五五の二の一部、四五五の三、四五六の二の一部、四五六の三、四五八の二の一部、四五八の三、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

大字牧
字欠
戸

大字牧字宮ノ本四二六の七と一体をなす国有地の一部
大字牧字欠戸のうち四四三の二、四四四の一、四四五の二、四五五の二の一部、四五五の三、四五六の二の一部、四五六の三、四五八の二の一部、四五八の三、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域